

---

# 施工体制台帳作成のポイント

---

令和3年4月

札幌市財政局工事管理室

# — 目 次 —

## 施工体制台帳作成のポイント

- 1 施工体制台帳の作成手順
- 2 施工体制台帳の作成範囲
- 3 施工体制台帳の構成
- 4 適正な下請契約の締結
- 5 配置技術者の資格要件等
- 6 施工体制の対象区分

様式 施工体制台帳作成建設工事の通知

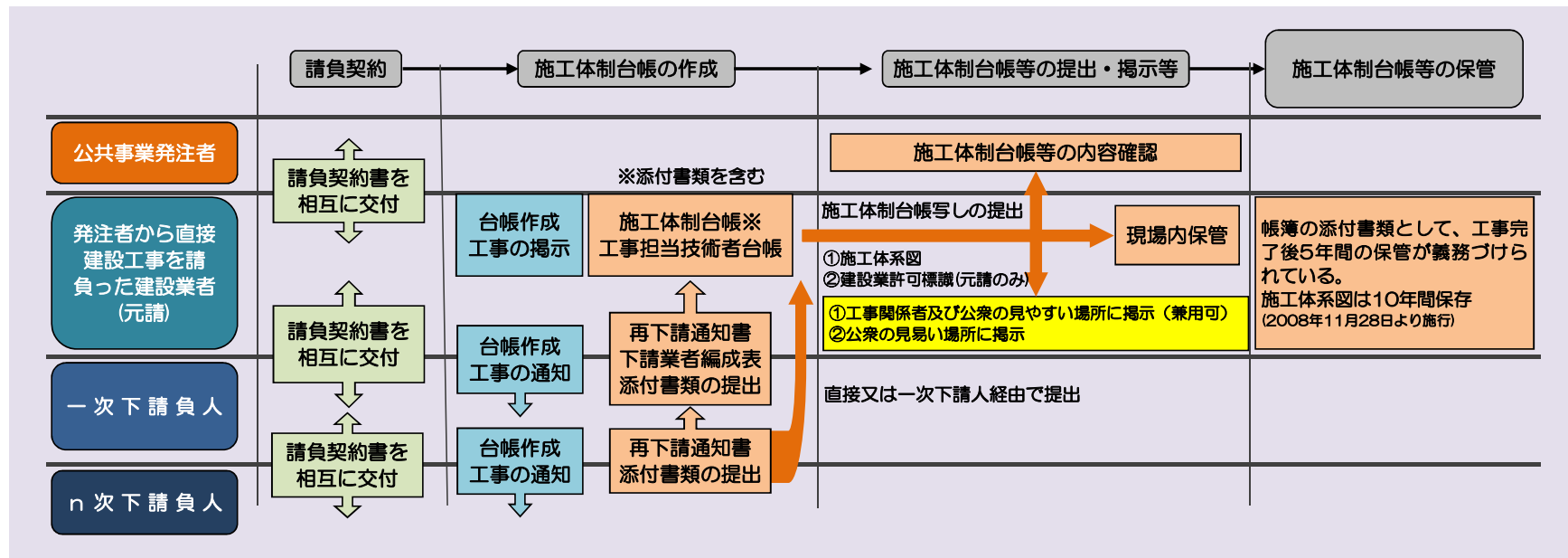
施工体制台帳作成建設工事の現場掲示例

# 施工体制台帳作成のポイント

## 施工体制台帳の作成について

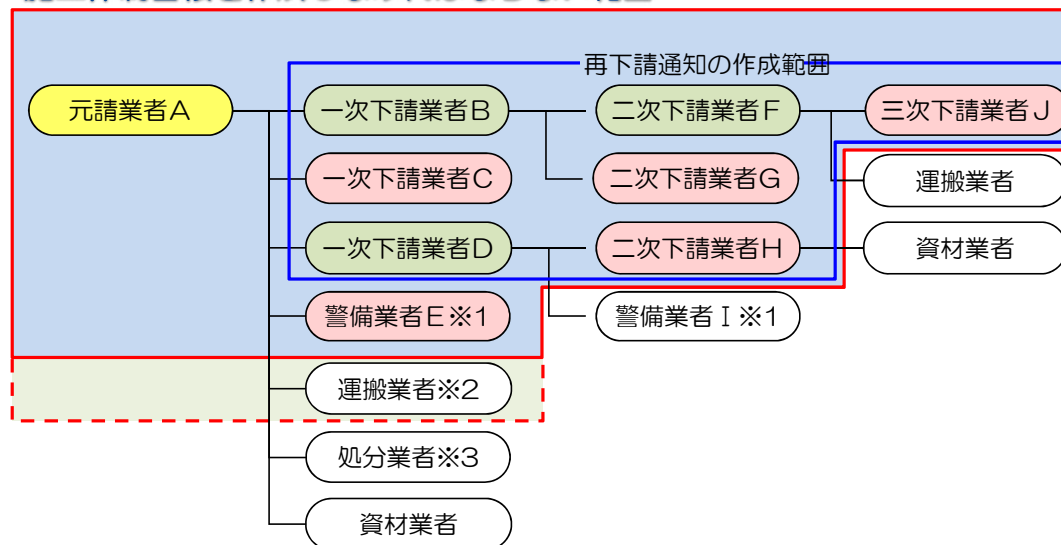
- 施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したとき（下請金額にかかわらず）に、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事にあっては、6,000万円）以上となったときに生じます。  
（建設業法 第24条の8第1項）
- さらに公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。  
（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第2項）

## 1 施工体制台帳の作成手順



## 2 施工体制台帳の作成範囲

### 施工体制台帳を作成しなければならない範囲



※1 警備業者は本来的には施工体制台帳の作成範囲に含まれませんが、本市では一次下請負の場合のみ作成範囲に含むこととしています。ただし、警備業者の契約金額は下請契約の総額に含みません。（施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領）

※2 運搬業者は作成範囲に含まれませんが、建設工事請負契約の場合は添付が必要です。産業廃棄物に係る運搬を自社で行わず、許可業者との運搬契約による場合は、**排出事業者である元請業者**との間で直接に産業廃棄物処理委託契約（収集運搬）が必要です。（通常の下請契約とは別途の契約が必要です。）ただし、札幌市発注工事において札幌市が委託する再生プラントに搬入されるアスファルト塊については、有価物として取り扱うことから、ここで言う産業廃棄物には含みません。

※3 産業廃棄物に係る（再生）処分契約は、**排出事業者である元請業者**との間で直接に産業廃棄物処理委託契約（処分）が必要です。

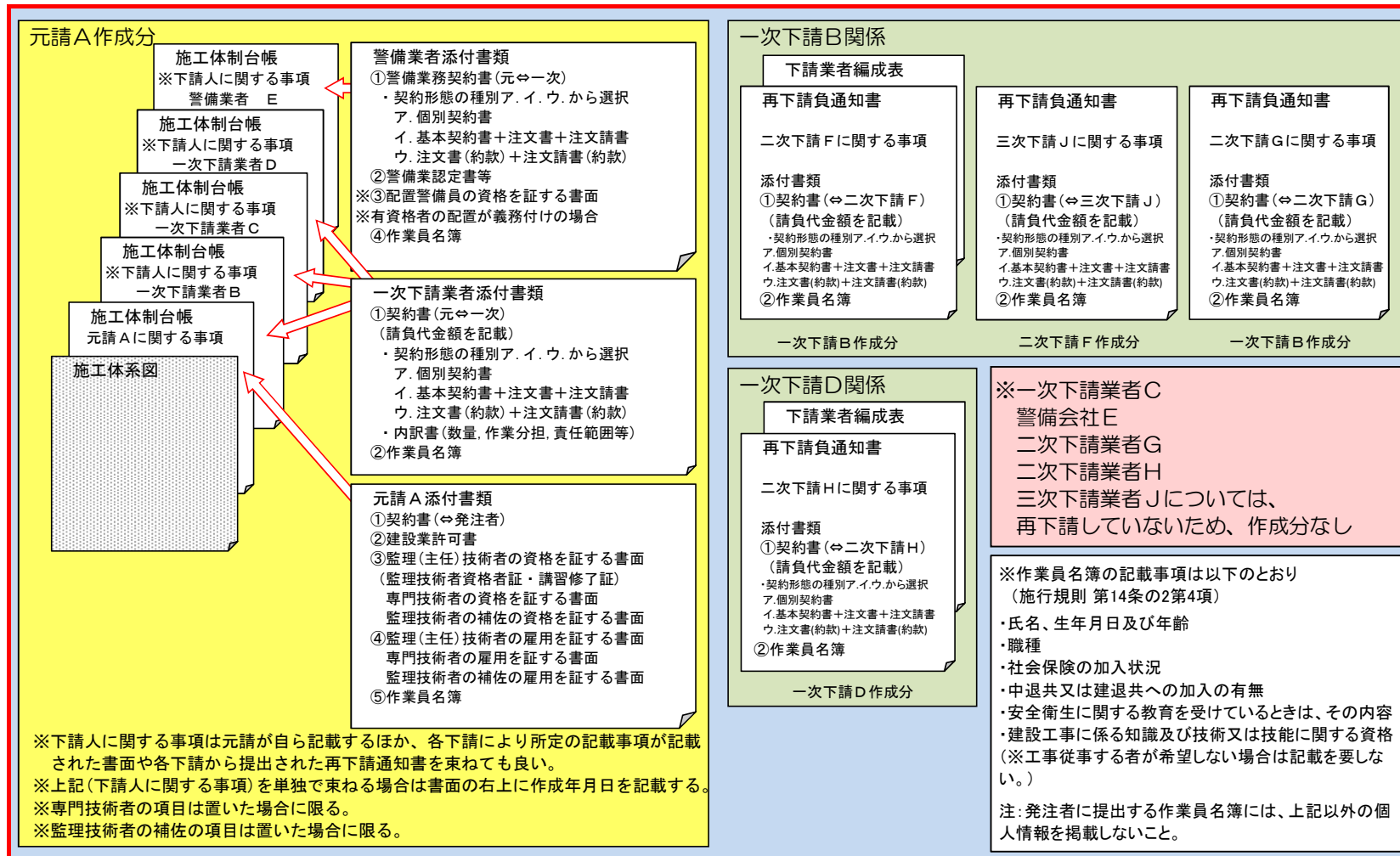
**注意！！** 建設工事等における排出事業者には、**元請業者**が該当します。（廃棄物処理法第21条の3第1項）

建設工事においては、建設工事の発注者、元請業者、下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがあります。このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしています。（参照：札幌市 産業廃棄物ガイド※ P.60【X 建設工事を施工される方へ】）

※ [http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai\\_guide.html](http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_guide.html)

### 3 施工体制台帳の構成

- ◆ 施工体制台帳は、下の①と②を併せた全体で施工体制台帳となります。
- ① 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
  - ② 再下請通知の記載事項と添付書類（二次下請以下）



※施工体系図（施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領）は追加・変更に応じて作成すること。

※工事内容・工期に変更が生じた場合は、変更契約書を添付すること。

※下請契約の工事内容や工期に変更が生じた場合は、変更工事の着手前に契約変更を行ない、変更契約書を添付すること。

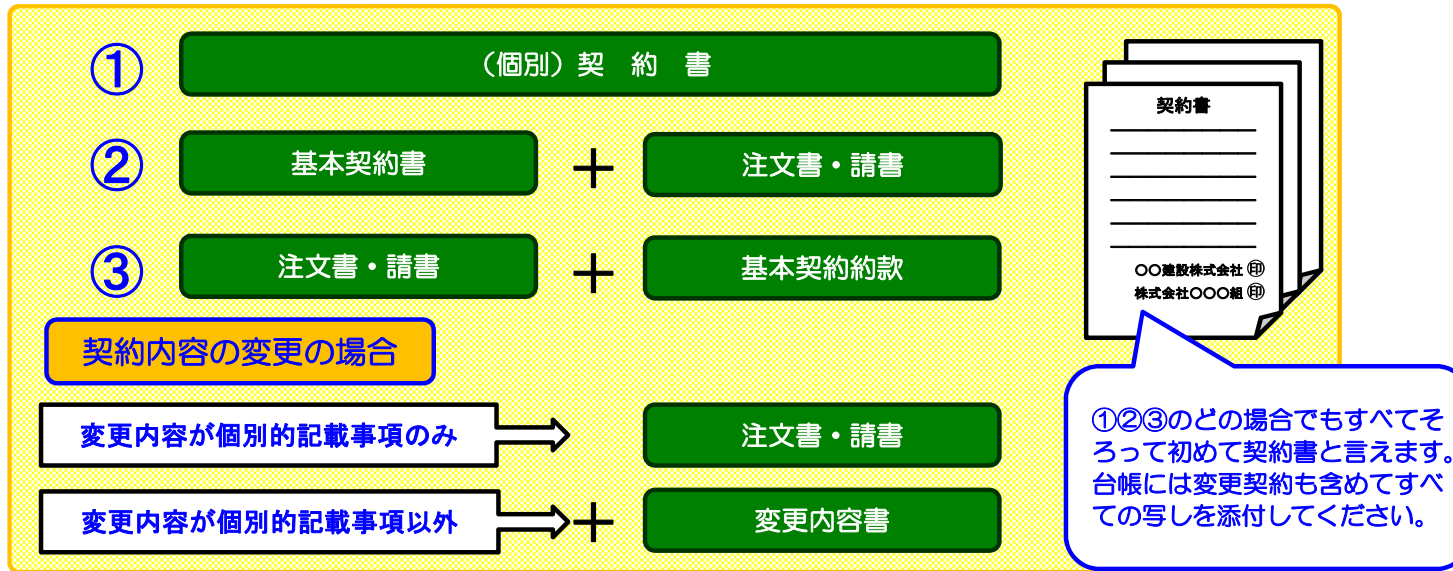
## 4 適正な下請契約の締結

### 1) 書面契約の方法

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文書・請書を相互に交付することでもかまいません。

契約方法には以下の3通りがあります。(個別)契約書・基本契約書には双方の署名又は記名押印のうえ相互に交付、注文書には発注業者、請書には下請業者の署名又は記名押印のうえ交付してください。

また、契約書や約款が複数枚に及ぶときは、割印をしてください。



#### 契約書に記載しておかなければならない重要項目15項目（建設業法第19条）

①工事内容	⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
②請負代金の額	⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
③工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡し
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 ※1
⑤前払金又は出来高払の時期及び方法	⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保障保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑥当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑦天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	⑮契約に関する紛争の解決方法
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。 ※ 2	
①分別解体の方法	③再資源化するための施設の名称及び所在地
②解体工事に要する費用	④再資源化等に要する費用

※1元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。（建設業法第24条の3第2項）

※2排出事業者（元請）は建設廃棄物処理の際、法に定める委託基準に従い、事前に収集運搬・処分委託契約を書面にて行い、適正な処理費用の支払い等、排出事業者として適正処理を確保しなければなりません。（廃棄物処理法第12条 第5項、第7項）

したがって、廃棄物の処理に要する費用を下請負契約に含めることは適切ではないことに留意してください。

## 5 配置技術者の資格要件等

### 元請技術者の資格要件等

建設業許可		元請の請負金額	元請工事における 下請金額合計	工事現場の技術者制度			
許可を受けた業種	許可の種類			配置技術者	技術者の資格要件	技術者の専任	監理技術者 資格者証の要否
指定建設業（7業種）※4  土木一式、建築一式、 管工事、鋼構造物、 ほ装、電気、造園	特定建設業	3,500万円以上※1	4,000万円以上※2	※3 監理技術者	①一級国家資格者 ②①と同等の能力を有すると認められる者 →国土交通大臣特別認定者	専任※3	必要
		3,500万円未満※1	4,000万円未満※2	主任技術者	①国土交通大臣認定者 ・一級及び二級国家資格者 ・実務経験者 ②実務経験者	専任	不要
	一般建設業	3,500万円以上※1	4,000万円以上※2 は契約できない			専任	
		3,500万円未満※1	—	非専任可			
その他（上記以外の22業種）※4  大工、左官、とび・土工・コンクリート、 石、屋根、タイル・れんが・ブロック、 鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、 塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、 熱絶縁、電気通信、さく井、建具、 水道施設、消防施設、清掃施設、解体	特定建設業	3,500万円以上※1	4,000万円以上※2	※3 監理技術者	①一級国家資格者 ②実務経験者のうち 4,500万円以上の元請工事で 2年以上指導監督的な実務経験を 有する者 ③①又は②と同等の能力を 有すると認められる者	専任※3	必要
		3,500万円未満※1	4,000万円未満※2	主任技術者	①国土交通大臣認定者 ・一級及び二級国家資格者 ・実務経験者 ②実務経験者	専任	不要
	一般建設業	3,500万円以上※1	4,000万円以上※2 は契約できない			専任	
		3,500万円未満※1	—	非専任可			

※1：建築一式工事の場合、7,000万円

※2：建築一式工事の場合、6,000万円

※3：監理技術者の行うべき職務を補佐する者を当該工事現場に専任で置くときは、監理技術者は、専任でなくともよい。なお、その場合の兼任できる工事現場数は、2現場とする。  
(建設業法 第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等))

監理技術者の行うべき職務を補佐する者の要件として、主任技術者要件を満たし、監理技術者の職務に係る基礎的な知識・能力を有すること。(建設業法施行令第28条)

※4：建設リサイクル法に基づき、「土木事業」「建築事業」又は

元請・下請に係らず解体工事業者の登録※5と、解体工事業者登録票の掲示が必要。

「解体事業」の建設業許可を持たない者が解体事業を営もうとする場合は、

※5：登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要。(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条(解体工事業者の登録)、第33条(標識の掲示))

## 下請技術者の資格要件等

建設業許可		契約金額	工事現場の技術者制度		
許可を受けた業種	許可の種類		配置技術者	技術者の資格要件	技術者の専任
指定建設業（7業種）※4 土木一式、建築一式、 管工事、鋼構造物、 ほ装、電気、造園  その他（上記以外の22業種）※4 大工、左官、とび・土工・コンクリート、 石、屋根、タイル・れんが・ブロック、 鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、 塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、 熱絶縁、電気通信、さく井、建具、 水道施設、消防施設、清掃施設、解体	特定建設業	3,500万円以上※1	主任技術者 ※3	①国土交通大臣認定者 ・一級及び二級国家資格者 ・実務経験者 ②実務経験者	専任
		3,500万円未満※1			非専任可
	一般建設業	3,500万円以上※1			専任
		3,500万円未満※1			非専任可
無許可※4		500万円未満※2	必要なし※6		

※1：建築一式工事の場合、7,000万円

※2：500万円（建築一式工事1,500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）を超える契約はできない。

注1：正当な理由なく、工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となる。

注2：無許可業者の請負代金には元請が提供する材料の市場価格及び運送費も含まれる。（施行令第1条の2第1～3項）

※3：特定専門工事の元請人及び下請人は、その合意により当該特定専門工事につき、元請人の主任技術者が自らの職務と併せて、下請人の主任技術者の行うべき職務を行うことができる。この場合において、下請人は主任技術者を配置することを要しない。なお、特定専門工事とは、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事及び鉄筋工事であり、下請契約の請負代金の額が3,500万円未満のものである。（建設業法第26条の3）

【制度利用上の条件等】

- ・元間で書面による合意を行う（工事内容、主任技術者氏名、その他省令で定める事項を記載）
- ・合意前にあらかじめ元請負人が注文者の書面による承諾を得る
- ・元請負人の主任技術者は、特定専門工事と同一種類の建設工事に関し1年以上の指導監督の実務経験が必要
- ・元請負人の主任技術者は、工事現場に専任で置かれている
- ・主任技術者を置かないこととした下請負人による再下請負が禁止

※4：建設リサイクル法に基づき、「土木工事業」「建築工事業」又は「解体工事業」の建設業許可を持たない者が解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請に係わらず解体工事業者の登録※5と、解体工事業者登録票の掲示が必要。

※5：登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条（解体工事業者の登録）、第33条（標識の掲示））

※6：電気工事等、有資格者が必要な場合があるので注意すること。

### ※主任技術者の資格要件

#### (1) 実務経験年数による場合

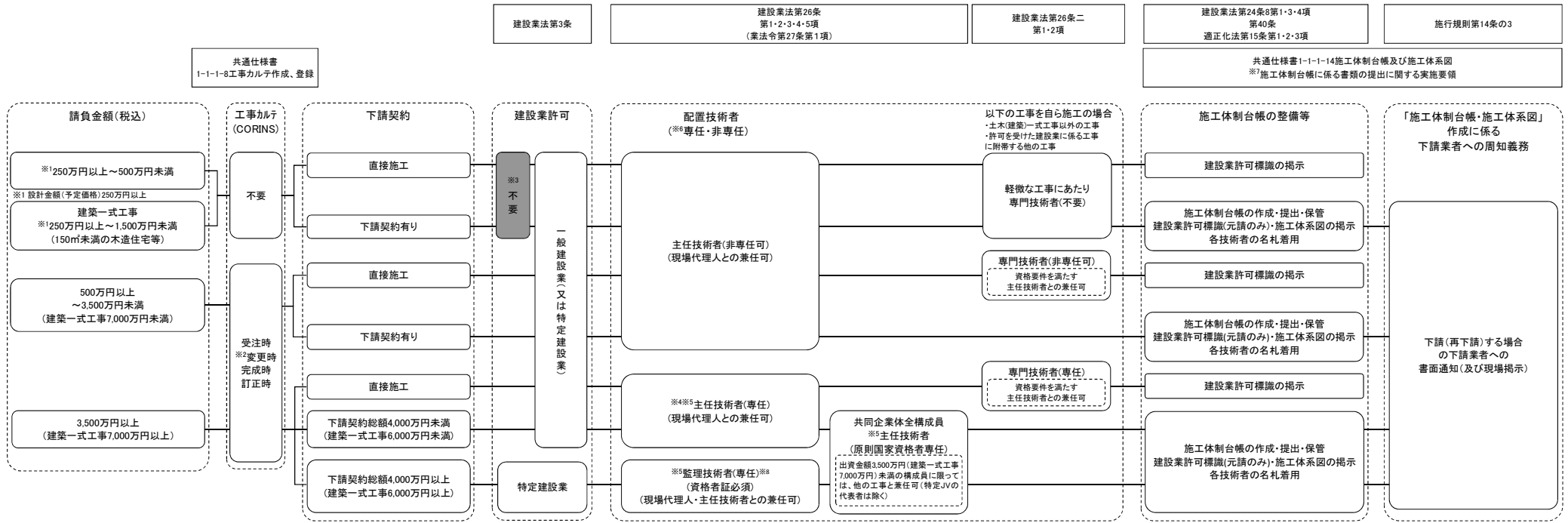
- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 1) 大学卒「指定学科」              | 3年以上の実務経験  |
| 2) 短期大学卒「指定学科」            | 3年以上の実務経験  |
| 3) 専門学校卒（専門士又高度専門士）「指定学科」 | 3年以上の実務経験  |
| 4) 高等専門学校卒「指定学科」          | 3年以上の実務経験  |
| 5) 専門学校卒「指定学科」            | 5年以上の実務経験  |
| 6) 高校「指定学科」               | 5年以上の実務経験  |
| 7) 上記1～6以外                | 10年以上の実務経験 |

#### (2) 資格等による場合

- 1) 建設業法「技術検定」
- 2) 建築士法「建築士試験」
- 3) 技術士法「技術士試験」
- 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
- 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6) 消防法「消防設備士試験」
- 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 8) 登録基幹技能者
- 9) その他（民間資格等）



# 6. 施工体制の対象区分



①500万円未満(建築一式工事1,500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)※の軽微な工事の場合は、無許可業者も可  
 ※正当な理由なく、工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。  
 ※無許可業者の請負代金には元請が提供する材料の市場価格及び運送費も含まれます。(施行令 第1条の2第1~3項)

②主任技術者の配置(専任・非専任)規定は契約金額に応じて元請と同様。  
 ※特定建設業許可の必要性及び監理技術者の配置については元請のみの規定であり、下請業者は再下請額が4,000万円以上(建築一式工事6,000万円以上)であっても一般建設業許可及び主任技術者の配置で良い。  
 ※特定専門工事の元請人及び下請人は、その合意により当該特定専門工事につき、元請人の主任技術者が自らの職務と併せて、下請人の主任技術者の行うべき職務を行うことができる。この場合において、下請人は主任技術者を配置することを要しない。なお、特定専門工事とは、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事及び鉄筋工事であり、下請契約の請負代金の額が3,500万円未満のものである。(建設業法 第26条の3)

③建設リサイクル法に基づき、「土木工事業」「建築工事業」又は「解体工事業」の建設業許可を持たない者が解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請に係らず解体工事業者の登録※と、解体工事業者登録票の掲示が必要である。  
 ※登録は解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要です。  
 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条(解体工事業者の登録)、第33条(標識の掲示))

下請業者への適用

専門技術者を配置した場合

再下請を行った場合は  
 ①再下請通知書(添付資料)の提出  
 ②一次下請は下請業者編成表を作成・提出

再下請業者への書面通知  
 ※現場掲示は元請のみ

※2 変更時と完成時の間が10日に満たない場合は変更時の省略可  
 変更登録とは、工期及び技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)の変更時とする。【共通仕様書1-1-1-8 CORINSへの登録】

※3 発注者が建設業許可の取得を発注条件としている場合を除く(札幌市競争入札参加資格要件より、工事の資格要件として申請工種に対応する建設業許可が必要)

※4 施工中で下請代金額が4,000万円(建築一式工事の場合6,000万円)以上となったときは、その時点で監理技術者の資格要件を満たす者を置かなければならない。  
 工事の円滑な進捗のためには、施工中での技術者変更は好ましくなく、監理技術者の配置の判断が難しい場合、当初から監理技術者の資格要件を満たす主任技術者を配置するべきである。  
 この場合、元請は特定建設業が前提となるため、仮に元請が一般建設業で、主任施工ができず下請代金額が4,000万円(建築一式工事の場合6,000万円)を超える場合は、設計変更ができないことになる。

※5 (1) 特定共同企業体の場合  
 すべての構成員が、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、出資金額が3,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)未満の代表者以外の構成員に限っては、他の工事と兼任で配置することができるが、請負代金額が3,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)以上の工事においては、いずれかの構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置しなければならない。  
 また、下請代金の合計額が4,000万円(建築一式工事の場合6,000万円)以上で監理技術者を配置しなければならない場合は、代表者又は構成員のいずれかが監理技術者を配置すればよい。(JV要綱第14条第6号)

(2) 經常共同企業体の場合  
 特定共同企業体と同様に、すべての構成員が、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、出資金額が3,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)未満の構成員に限っては、他の工事と兼任で配置することができるが、請負代金額が3,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)以上の工事においては、いずれかの構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置しなければならない。  
 また、下請代金の合計額が4,000万円(建築一式工事の場合6,000万円)以上で監理技術者を配置しなければならない場合は、代表者又は構成員のいずれかが監理技術者を配置すればよい。(JV要綱第14条第6号)

※6 ここていう「専任」とは、「他の工事の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと」を意味し、必ずしも当該工事現場への常駐を求めるものではないが、緊急時に於いては、速やかに対応できる体制にあることが求められるものである。

**専任を必須としない場合**  
 ① 工事現場が実質的に不稼働である状態  
 監理技術者及び主任技術者を専任で配置しなければならない期間は、原則として契約工期であるが、次に掲げる期間については、工事現場が実質的に不稼働であるため、技術者は必ずしも専任である必要がないと考えられる。  
 ア 立ち入り調査や施行計画の立案等、現場着手日期的ため、工事現場が不稼働である期間  
 イ 工事がしゅめ切し事務手続のみが残っている場合で、工事現場が不稼働である期間  
 ウ 工事を一時中止している場合で、工事現場が不稼働である期間  
 エ 橋梁工事等の工程に含まれる工場製作過程のみが稼働している期間  
 本市では「技術者の配置期間等に係る取扱いマニュアル」(平成12年2月21日助役決裁)に基づき、専任配置を要しない期間を明確にするための措置を執っている。  
 ② 密接に関連する二以上の工事を施行する場合  
 密接な関係を有する2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、技術者の専任が必要な工事であっても、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することが認められている。(業法令第27条第2項)  
 上記は主任技術者のみの規定であるが、契約工期が重複する複数の工事で、それぞれの対象となる工事目的物等に一体性が認められるものを同一の相手方と契約締結する場合(当初の請負契約以外の請負契約が随時契約により締結される場合に限る。)には、同一の監理技術者又は主任技術者が技術上の管理を行うことが合理的であるため、当該技術者が複数の工事管理を兼任することができる。  
 ③ 合併工事の場合  
 同一の場所において工期が重複し、相互に密接な関係を有する複数の工事を同一の請負人に施工させる合併工事については、全体として一の工事とみなし、同一の技術者が当該工事全体を管理することができる。  
 「技術者の配置期間等に係る取扱いマニュアル」を参照

※7 施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領(H13.9.25助役決裁、一部改正H24.10.29、H27.3.18契約管理担当局長決裁、R元.10.1財政局長決裁)

※8 監理技術者の行うべき職務を補佐する者を当該工事現場に専任で置くときは、監理技術者は、専任でなくともよい。なお、その場合の兼任できる工事現場数は、2現場とする。(建設業法 第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等))

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

## 施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項の規定に基づき施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせた時は、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じた時も、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

### イ 再下請負通知書の提出

建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や健康保険等の加入状況、及び主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いいたします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知を取りまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

### ロ 再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元 請 名			
発 注 者 名			
工 事 名			
元 請 け 監 督 員 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	

提出先及び 担 当 者	担当者： TEL： —		
----------------	-------------	--	--

## 下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じた時も変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

〇〇建設(株)